

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱

令和3年3月31日告示第149号
改正 令和4年3月31日告示第159号
改正 令和8年3月31日告示第139号

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱（平成31年鶴岡市告示第255号）の全部を改正する。

（目的及び交付）

第1条 市長は、市民が主役のまちづくりを推進するため、多様なまちづくり活動及び市民と行政の協働を促進することを目的とし、市民が主体的に取り組む事業に対し、鶴岡市補助金等に関する規則（平成17年鶴岡市規則第56号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象事業）

第2条 補助の対象となる事業は、鶴岡市内に拠点を置いて次のいずれかの事業を実施するもので、市長の認定を受けたものとする。ただし、特定の個人又は法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業又は政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業を除く。

- (1) 鶴岡らしさや地域特性を活用しまちづくりに取り組む事業
- (2) 学生が自発的に行う地域についての学び又はまちづくりに取り組む事業
- (3) 市の施設又は用地の整備、修繕又は管理を住民主体で取り組む事業

（認定の申請等）

第3条 前条の認定（以下「認定」という。）を受けようとするものは、市長が別に定める日まで、鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 団体の定款、規約、会則等の写し

- (5) 団体の代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した名簿
- (6) コンテンツ使用に係る同意書（様式第 5 号）

2 市長は、前項の提出があったときはその内容を審査し、認定することを決定したときは鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定通知書（様式第 6 号）により、認定しないことを決定したときは鶴岡市市民まちづくり活動促進事業不認定通知書（様式第 7 号）により、当該認定申請者に通知する。

（補助対象者及び補助金額）

第 4 条 補助対象者及び補助金額は、第 2 条各号に規定する事業の区分に応じ、別表に定めるとおりとする。

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 事業の実施に直接関係がない団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 国、県又は市の他の補助事業の対象となる経費
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が適切でないと認める経費

（軽微な変更）

第 6 条 規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の合計額の 2 割以内の増減とする。

（実績報告）

第 7 条 規則第 13 条第 1 項に規定する補助金等実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から 30 日を経過する日又は補助金の交付決定に係る年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日とする。

2 前項の補助金等実績報告書に添付する書類は、規則第 13 条第 1 項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記様式）
- (2) 事業の実施状況及び成果を確認することができる写真その他の書類
- (3) 支出した経費の内容及び額を確認することができる書類（領収書等）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第 3 条第 2 項の規定は、前項第 2 号の書類について準用する。

(情報の使用)

第8条 市長は、第3条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出された電磁的記録に記録された情報を、事業の周知、成果の報告、検証その他この告示の目的を達成するために必要な範囲内で使用することができる。

(帳簿等の保管)

第9条 規則第18条に規定する帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度から起算して5年間とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助金額
<p>1 鶴岡らしさや地域特性を活用し、まちづくりに取り組む事業</p>	<p>次のいずれにも該当する団体</p> <p>(1) 5人以上で組織されていること。</p> <p>(2) 半数以上の構成員が市内に住所を有すること。</p> <p>(3) 地域活性化につながる公益的なまちづくり活動を行っていること。</p> <p>(4) 団体の運営に関する定款、規約、会則等を定め、適切な会計処理が行われていること。</p>	<p>補助対象経費の合計額の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。</p>
<p>2 学生が自発的に行う地域についての学び又はまちづくりに取り組む事業</p>	<p>次のいずれにも該当する団体</p> <p>(1) 3人以上で組織されていること。</p> <p>(2) 構成員が中学校、高等学校、高等専門学校、大学又は短期大学(以下「学校」という。)に通学する者であること。</p> <p>(3) 半数以上の構成員が市内に住所を有する、または市内の学校に通学する者であること。</p>	<p>補助対象経費の合計額から当該事業に係る収入の額を差し引いた額以内の額とし、10万円を限度とする。</p>
<p>3 市の施設又は用地の整備、修繕又は管理を住民主体で取り組む事業</p>	<p>次のいずれにも該当する団体</p> <p>(1) 5人以上で組織されていること。</p> <p>(2) 半数以上の構成員が市内に住所を有すること。</p>	<p>補助対象経費の合計額以内の額とする。ただし、現物支給とすることができない。</p>

	<p>(3) 地域活性化につながる 公益的なまちづくり活動 を行っていること。</p> <p>(4) 団体の運営に関する定 款、規約、会則等を定め、 適切な会計処理が行われ ていること。</p>	
--	---	--

備考 次のいずれかに該当するものは、補助対象者とししないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている団体
- (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的としている
団体
- (3) 鶴岡市暴力団排除条例（平成 24 年鶴岡市条例第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する
暴力団である団体又は代表者若しくは団体の構成員が同条第 3 号に規定する暴
力団員等である者

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

団体名

代表者表者

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定申請書

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業として認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり応募します。

記

1 事業名

2 補助希望額 円

3 添付書類

- (1) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支計画書（様式第3号）
- (3) 団体概要書（様式第4号）
- (4) 団体の定款、規約、会則等の写し
- (5) 団体の代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した名簿
- (6) コンテンツ使用に係る同意書（様式第5号）
- (7) プロジェクト概要書（様式第6号）

様式第2号（第3条関係）

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業実施計画書

団体名

事業名称	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業目的	
事業内容	《具体的な内容》
	《実施スケジュール》
	《実施体制》
	《周知・拡散のための取り組みについて》
事業効果 及び目標	《効果と目標》
終了後の 活動	
他の補助・ 助成制度の 活用予定	申請の有無： 有 ・ 無 補助・助成制度等の名称： 申請（予定）金額： 円
補助金 交付履歴	《本事業（「鶴岡いきいきまちづくり事業補助金」又は「鶴岡市住民自治組織ステップアップ事業補助金」を含む）の交付回数と該当年度》 回 年度 年度 年度 年度

様式第3号（第3条関係）

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業収支計画書

団体名

項 目		具体的な内容	金額（円）	内訳（積算根拠）
収 入	補 助 金			
	事業による収入			
	そ の 他 収 入			
	自 己 資 金			
	計			
支 出				
		総事業費		

様式第4号（第3条関係）

団体概要書

(フリガナ) 団 体 名			
代表者氏名	氏 名		
	住 所		
所 在 地	住 所		
	TEL		FAX
連絡責任者	氏 名		
	住 所		
	TEL		FAX
	E-mail		
設立年月日	年 月 日		
設立目的			
会 員 数	人（うち鶴岡市在住 人）		
会 費	無・有（年額・月額 円）		
活動地域			
活動実績			
ホームページ	無・有（URL： ）		
直近事業年度の決算額	年度 円		

様式第5号（第3条関係）

年 月 日

鶴岡市長 様

団 体 名

代表者氏名

コンテンツ使用に係る同意書

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱第7条第3項（第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により提出する下記事業に係る紹介文、写真その他一切のコンテンツを、鶴岡市が同要綱第8条の規定により使用することに同意します。

なお、提出する一切のコンテンツは、第三者の著作権その他の権利を侵害するものではないことを保証します。

記

事業名

様式第6号（第3条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

鶴岡市長

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった貴 事業については、鶴岡市市民まちづくり活動促進事業として認定しましたので、鶴岡市補助金等に関する規則第3条に規定する補助金等交付申請書を 年 月 日まで市長に提出してください。

なお、補助限度額は、下記のとおりです。

記

補助限度額 円

様式第7号（第3条関係）

第 号
年 月 日

団 体 名
代表者氏名 様

鶴岡市長

鶴岡市市民まちづくり活動促進事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった貴 事業につ
いては、鶴岡市市民まちづくり活動促進事業として認定しないこととしましたので、
鶴岡市市民まちづくり活動促進事業補助金交付要綱第4条第3項の規定により通知
します。

別記様式（第7条関係）

事業報告書

事業名称	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業目的	
事業内容	
目標達成 状況と 事業の評価	
その他	